



新型コロナ対策支援カード 使える支援制度のカードを探しましょう

個人・家族向け

*各制度には適用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性あります。随時、各ホームページ(QRコード)を確認を。 新型コロナ対策支援カード ©2020 弁護士永野 海

生活費・家賃

緊急小口資金(貸付)



20万円以内
(条件については要相談)

窓口

社会福祉協議会
(又は0120-46-1999)

誰に

新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人

無利子・保証不要・1年据置2年返済

総合支援資金(貸付)



二人以上世帯 最大60万円
単身世帯 最大45万円
*3月末まで再貸付60万も相談可

窓口

社会福祉協議会
(貸付最大上限180万円)

誰に

新型コロナで収入減や失業など生活困窮している世帯

無利子・保証不要・1年据置10年返済

住居確保給付金



3か月間の家賃相当額(求職中なら最大9か月間)を家主に給付

窓口

最寄りの自立相談支援機関

誰に

離職・廃業から2年以内又は休業等の収入減で離職等と同程度の状況の人

3月末まで3か月再支給の申請可能

休業の支援

休業手当



会社の指示による休業の際など賃金の6割以上を支給(労基法)

窓口

勤め先

誰に

勤め先から休業を指示された労働者(パート労働を含む)

休業手当支払で雇用調整助成金あり

新型コロナ対応休業支援金・給付金



休業前の賃金の80%(日額上限11,000円)を支給
*1日4時間未満の就労になる勤務時間減少やシフト減も対象

窓口

郵送・オンライン

誰に

新型コロナで休業させられた中小企業の労働者で、休業手当をもらえなかった人
緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで対象

傷病手当金(健康保険)



新型コロナ感染などで働けない期間標準報酬日額の3分の2を支給

窓口

健康保険組合など

誰に

新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者

4日目から支給。最長1年6か月

給付金・その他

社協貸付等のポイント!

最初に緊急小口資金(20万円以内)を申請
↓
その後も収入減や休業・失業などが続けば、総合支援資金を申請
↓
条件を満たせば住居確保給付金も申請

償還免除

今回の特例社協貸付では、償還時に住民税非課税世帯の償還は免除

再貸付・延長

左記いずれの制度も再貸付や給付延長があるため、要確認!

生活保護を受けている人は貸付の対象外!

公共料金



国は3月19日に都道府県等にコロナの影響ある人の公共料金の支払猶予を通知。支払困難なら各料金窓口にご相談

国民年金・国民健康保険



コロナで死亡・重症や、収入減少見込みなら、保険料減免の可能性あり(一部所得条件あり)
*今後の情報に注意

未払賃金立替払制度



倒産した事業者の未払賃金の8割(上限あり)を立替える制度(労基署)

生活保護



収入が最低生活費に満たない場合に、生活費、家賃、医療費等を支給(自治体)